

定期利用保育のご案内【区立認可保育園】

- 定期利用保育は、入園が待機となった1～3歳児について、令和9年（2027年）3月末まで保育を行う事業です。利用条件や決定方法が通常の保育と異なります。また、申込の期間・場所等が定められていますので、以下の事項をよくご覧のうえお申込みくださるようお願いします（利用を希望されない場合は、手続き等は不要です）。

定期利用保育の概要

- * 定期利用保育は、保育園の入園児童数等の状況に応じて施設の使い方を工夫し、臨時に児童を受入れるものです。
* 児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び定期利用保育事業実施要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

- 1 実施する保育園と受入児童数（空き状況については4ページ「■空き情報の公開について」をご覧ください）

施設名	所在地	問い合わせ先	受入児童数※1			
			1歳	2歳	3歳	合計
区立世田谷保育園定期利用保育	若林5-27-18	03-3414-5065	-	1	-	1
区立西弦巻保育園定期利用保育	弦巻5-13-5	03-3425-6970	1	-	-	1
区立豪徳寺保育園定期利用保育	豪徳寺1-34-2	03-3425-8861	1	-	-	1
区立南桜丘保育園定期利用保育	桜丘3-10-18	03-3425-6925	1	-	-	1
区立わかくさ保育園定期利用保育	経堂1-25-11	03-3425-4541	-	1	-	1
区立守山保育園定期利用保育	代田6-21-5	03-3460-3066	1	1	-	2
区立赤堤保育園定期利用保育	赤堤4-1-10	03-3324-1721	1	-	-	1
区立上北沢保育園定期利用保育	上北沢4-25-3	03-3302-9045	1	-	-	1
区立南奥沢保育園定期利用保育	奥沢1-2-13	03-3727-9309	5	7	-	12
区立奥沢保育園定期利用保育	奥沢2-3-11	03-3717-0922	1	4	-	5
区立用賀保育園定期利用保育	用賀2-29-22	03-3700-1945	1	8	-	9
区立用賀保育園分園定期利用保育	用賀2-28-20	03-3700-7031	1	11	-	12
区立希望丘保育園定期利用保育	船橋6-25-1	03-3302-5814	-	1	-	1
区立南八幡山保育園定期利用保育	八幡山3-9-20-101	03-3329-5021	1	-	-	1
区立南大蔵保育園定期利用保育	大蔵1-7-11	03-3417-3671	1	-	-	1

※実施する保育園と受入児童数は変更となる場合があります。（4ページ「■令和8年（2026年）5月以降に実施園・受入児童数の変更、新規で実施する園があった場合について」をご覧ください。）

※1 受入児童数について

- (1) 「1歳」は令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日生まれの児童、
「2歳」は令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日生まれの児童、
「3歳」は令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日生まれの児童。
(2) 申込みの状況等により、受入児童数の年齢別内訳は変更となる場合があります。

2 利用対象者（利用のお申込みができる方）

次の(1)～(3)の要件を全て満たす方が利用できます。

- (1) 世田谷区在住で、集団保育が可能な児童であること（区外へ転出した場合は、転出した日の属する月の末日をもって退園していただきます。）
- (2) 保護者が利用開始月に就労しており、保護者共に就労を理由として6ヶ月以上継続して当該児童を保育することができない場合であること（育児休業取得中の方は、利用開始月の月末までに復職していること。また、今後育児休業を取得する場合は、退園していただきます。）
- (3) 施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が待機となった児童であること

【注意】利用開始後に施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が内定した場合、入園月の前月末日をもって定期利用保育の利用は終了となります。**内定を辞退した場合も引き続いての利用はできません。**

3 利用できる期間

利用できる期間は令和9年（2027年）3月31日までとなります。

（令和9年（2027年）3月31日で終了し、利用の更新はありません。）※3ページ「利用方法等」もご覧ください。

4 食事

食事は保育園で用意します。アレルギーの対応が必要なお子さんは、代替食または除去食を用意します（アレルギー対応が必要な場合は、診断書等の提出をお願いする場合があります）。

5 保育日

保育園の開園日【祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く月～土曜日】

6 利用可能な時間

午前7時15分から午後6時15分まで

7 利用料

令和7年（2025年）9月以降、定期利用保育事業の利用料（保育料および給食費）は無償化となり、区が直接負担するため、支払う必要はありません。

8 利用区分と保育時間

- (1) 1日の保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。
- (2) 保育時間は、保護者の勤務時間および通勤時間等の事情を考慮して、開所時間の範囲内で決められます。（詳しくは利用内定した保育園にご相談ください。）

利用区分
短時間利用（利用時間が4時間以内）
基本利用（利用時間が4時間を超え8時間以内）
長時間利用（利用時間が8時間を超え11時間以内）

9 他の保育施設との同時利用

保育室・保育ママ・認証保育所との同時利用はできません。

また、施設型給付対象施設及び地域型保育事業への継続入園が決定している方も利用できません。

利用方法等

1 必要書類・申込方法

- (1) 同封の申込書（複写不可）に必要事項をご記入のうえ、利用を希望する保育園（1 ページ参照）まで直接ご持参ください（郵送不可）。
- (2) お申込みは児童 1 名につき 1 園に限ります。複数園に申し込まれた場合はいずれの申込みも無効となります。

2 受付期間・受付時間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日（水）～原則として利用開始希望月の前月 15 日まで（土曜日、閉園日を除く）
※ただし、15 日が閉園日の場合は翌開園日
午前 9 時～午後 5 時

3 利用者の決定（選考）

空きがあった場合に、直近の認可保育園等の入園選考結果の指数を基に、選考いたします（空きがない場合は、選考を行いません）。選考結果については、別途通知をお送りいたします。

- (1) 選考の結果、利用内定となった方
保育園より保護者・児童の面談、利用手続きについて通知とは別にお電話でご連絡を差し上げます。
- (2) 選考の結果、非内定となった方
申込書を返却します。翌月以降も利用を希望する場合は、「2 受付期間・受付時間」内に希望する園にご提出ください。

4 面談・健康診断

- (1) 利用内定となった方は、園の指定する時期までに必ず保護者・児童の面談をしていただきます（利用条件の確認のほか、集団保育が可能であることなどを面談で確認させていただきます）。
- (2) 面談の日時は、園から内定連絡の際にお知らせいたします。また、併せて「児童票」の記入や健康診断の受診（必要に応じてアレルギー診断書等の提出）をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

■利用条件の詳細について

- * 区立保育園で実施する定期利用保育の利用にあたっては、世田谷区が決定させていただきます。
- * 利用条件は世田谷区が定めています。利用内定時の面談の際に、利用条件の詳細について十分に世田谷区（保育園）とお話し合いいただき、内容をよくご確認ください。
- * 1・2 ページに記載するほか、下記に関する主な条件は、原則として次のとおりとなりますので、あらかじめご了承のうえお申込みください。

1 保育時間と利用区分

- (1) 1 日の保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。
- (2) 決定した利用区分に定める利用時間を超えて保育を必要とする場合は、利用区分の変更が必要となります。

2 利用料

- (1) 令和 7 年（2025 年）9 月より定期利用保育事業の利用料（保育料および給食費）は無償化となり、区が直接負担するため支払う必要はありません。
- (2) 特別に費用が発生したときは、実費相当分の費用を請求する場合があります。

3 利用の辞退

- (1) 利用を辞める場合は、利用の最終日の属する月の前月 20 日までに世田谷区（保育園）へ書面にて申し出ていただきます。

4 利用区分の変更

- (1) 利用区分を変更する場合は、変更する日の属する月の前月 20 日（以下、「変更期限」といいます。）までに、世田谷区（保育園）へ書面にて申し出ていただきます。
- (2) (1)に関わらず、変更期限を超過した後、利用区分を超えて保育を必要とする場合においては、利用区分を超えて保育を必要とする日を変更日として変更決定とさせていただきます。

5 その他

- (1) 保育中に連絡が取れない、開所時間内にお子さんを引き取りに来ないなどの場合は、利用をお断りする場合があります。
- (2) 決定後、勤務先を退職した場合には、速やかに園にお知らせください。月の初日から末日まで 1 ヶ月以上就労しない場合は利用の辞退となります。
- (3) その他、利用条件が履行されない場合は、利用をお断りする場合があります。

■令和8年（2026年）5月以降に実施園・受入児童数の変更、新規で実施する園があった場合について
定員・受付期間等詳細が決定次第、区のホームページ等でご案内いたします。

ホームページ検索
欄から見る

/ ページIDから探す

1543

検索

旧ページIDとは

/ 旧ページID（ページ番号）から探す

※令和6年9月1日以前の区刊行物等に掲載されているページ番号

検索

二次元コード
から見る



■空き情報の公開について

定期利用保育の空き情報は、毎月中旬までに区のホームページに掲載します。

ホームページ検索
欄から見る

/ ページIDから探す

1544

検索

旧ページIDとは

/ 旧ページID（ページ番号）から探す

※令和6年9月1日以前の区刊行物等に掲載されているページ番号

検索

二次元コード
から見る



■お問い合わせ

・区立保育園の定期利用保育の制度について

世田谷区子ども・若者部保育課区立保育園運営担当 電話 03-6453-4837

※保育の内容については、各実施保育園の「問い合わせ先」（1ページ参照）までにお問い合わせください。